

中国への道産品輸出拡大支援事業委託業務 企画提案指示書

1 目 的

中国国内での道産品の知名度向上及び販路拡大を図るため、中国で開催される大型商談会への出展及び小売店舗での道産品の販売を行い、中国有力バイヤーや消費者に道産品の魅力をPRするとともに、今後の中国市場での販路拡大に向けた考察・提案を行うもの。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日(月)まで

4 委託業務の概要

(1) 大型商談会への出展

中国国内で開催される大型国際商談会にて、道産品のPR及び商談、北海道の観光・アイヌ文化のPRを行うこと。

(2) 小売店舗での道産品フェア

中国の1級都市(※)等の購買力の高い地域の小売店舗にて、道産品のPR及び販売、北海道の観光・アイヌ文化のPRを行うこと。 ※1級都市：北京、上海、広州、深圳

(3) 成果品

(1) 及び(2)を通じ、今後、現在の中国での道産品の販路拡大にあたっての課題の検討・分析を行い、取りまとめること。

5 大型商談会への出展に関する事項

(1) 実施条件及び出展商品に関する事項

ア 出展する商談会の規模

(ア) 中国国内で開催される大型国際商談会に出展し、道産品の商談等を行うこと。

(イ) 道内企業及び委託者が商談や商品PRを行うため、十分な面積を確保すること。

イ 出展商品の募集及び取りまとめ

(ア) 関係機関等と連携して本取組を周知し、道内から広く参加企業を募ること。

(イ) 出展企業は道内3市町村以上から計10社以上、道産品100品目以上を募ること。

(ウ) 出展商品は3種以上(北海道産の農産品、水産品、加工食品、木工品等)の商品を含めること。

(エ) 取りまとめた企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は、受託者に属することとする。

ウ 出展商品の輸送

以下の事項を踏まえて、想定される商品輸送の経路及び方法について企画提案書に示すこと。

(ア) 商品の輸送に当たっては、受託者の指定する場所(日本国内)から、出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、中国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、中国の目的港から会場の出展エリアまでの輸送を行うこと。

(イ) 商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。

(ウ) 輸出にあたっては、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、実施すること。

(2) 管理・運営に関する事項

以下の項目を踏まえて企画提案を行うこと。

ア ブース構成

次の要素を踏まえて、出展する商品のPOP等のPR資材を十分に展開することが可能な面積を確保し、出展ブースのレイアウトについて提案すること。

- (ア)商品：商品や企業を紹介するPOP等の展示及び販売スペース
- (イ)観光・文化：アイヌ文化・ウポポイを含む北海道観光・文化のPRスペース
- (ウ)商談：着席のうえ、現地バイヤーと個別に商談を行えるスペース
- (エ)試食：試食及び試食品の調理が可能なスペース
- (オ)ストックヤード：商品ごとに適切な温度管理で保存・保管可能なスペース
- (カ)その他委託者が必要と認めるスペース

イ 道産品及び北海道のPR

次の事項を踏まえ、道産品及び北海道のPRの方法について提案すること。

- (ア)「食絶景北海道」等の北海道を想起させる画像を活用し、北海道のブランドイメージの向上に資すること。
- (イ)企業や商品の特徴を視覚的に伝える動画やポスター等を作成しPRを行うこと。
- (ウ)「道産品輸出用シンボルマーク」を活用すること。
- (エ)アイヌ民族やウポポイ等、北海道の文化に関する情報発信を行うこと。
- (オ)北海道ブースの出展をバイヤー等に周知するため、SNS等を活用して、事前のブースPRを実施すること。
- (カ)その他委託者が必要と認めたPRを実施すること。

ウ 備品・什器、設備等

- (ア)必要な商品棚やテーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等を設置するほか、その他委託者が必要と認めたものを設置すること。
- (イ)照明設備、電気設備、厨房設備(上排水設備含む)、ストックヤードのほか、その他委託者が必要と認める設備については、商談会主催者とも協議の上、確保すること。

エ 資材等の輸送

道内企業や委託者などがプロモーションを行うためのポスター、パンフレット等の啓発資材について、企業や委託者と協議を行い、それらの取りまとめを行うとともに、中国への配送を行うほか、期間終了後、必要に応じ、北海道までの返送を行うこと。

オ ブース責任者

ブースの管理・運営を行う責任者を2名以上(日本人1名以上)配置すること。

カ 通訳員

- (ア)出展期間中、日本語と中国語の商談通訳が可能な通訳員を配置するものとし、参加企業の商談及び販売の支援を行うこと。
- (イ)通訳員は現地渡航する出展企業がブースにて円滑な自社PR及び商談を実施できる人数を確保すること。
- (ウ)通訳員が商品や企業の特徴を紹介できるよう、必要な情報を通訳員に事前に伝達すること。

キ 出展に向けた会場側との準備・調整全般

- (ア)出展までの準備・調整等を進めるにあたり、現地関係者との調整のため、業務開始から出展終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- (イ)出展に係る準備、オペレーションなど、委託者が必要と認める資料を作成すること。
- (ウ)事前に委託者と協議し、出展のしおりを作成し、出展企業等に対し案内を行うこと。
- (エ)会場レイアウトや啓発資材の位置等、会場側との調整状況を委託者に適宜報告すること。

(才)事前に委託者と協議し、出展企業及び商品のリストなどを取りまとめたカタログを作成し、出展企業等に対し送付するとともに、それらを委託者に報告すること。

ク 現地送迎

出展期間中、現地渡航する出展企業を支援するために、バス等の車輌を借り上げ、空港、ホテル、会場間等の移動が円滑に行われるようすること。

ケ フォローアップ商談会の実施

大型商談会のフォローアップとして、現地の輸入商社や小売業者、飲食店等を対象とする商談会を企画・実施すること。

コ アンケートの実施

現地バイヤー及び消費者の反応を知る手段としてアンケートを実施し、100名以上から回収すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定することとする。

6 小売店舗での道産品フェアに関する委託業務の内容

(1) 実施条件及び出展商品に関する事項

ア 実施箇所及び期間

中国の1級都市(※)等の購買力の高い地域において、百貨店やスーパー、雑貨店など様々な小売店舗の内から1店舗以上で1週間以上の道産品の販売を行うこと。

※1級都市：北京、上海、広州、深圳

イ 出展商品の募集及び取りまとめ

(ア)関係機関等と連携して本取組を周知し、道内から広く参加企業を募ること。

(イ)出展企業は道内3市町村以上から計10社以上、道産品50品目以上を募ること。

(ウ)出展商品は3種以上(北海道産の農産品、水産品、加工食品、木工品等)の商品を含めること。

(エ)取りまとめた企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は、受託者に属することとする。

ウ 出展商品の輸送

以下の事項を踏まえて、想定される商品輸送の経路及び方法について企画提案書に示すこと。

(ア)商品の輸送に当たっては、受託者の指定する場所(日本国内)から、出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、中国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、中国の目的港から会場の出展エリアまでの輸送を行うこと。

(イ)商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。

(ウ)輸出にあたっては、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、実施すること。

(2) 管理・運営に関する事項

以下の項目を踏まえて企画提案を行うこと。

ア 道産品及び北海道のPR

次の事項を踏まえ、道産品及び北海道のPRの方法について提案すること。

(ア)「食絶景北海道」等の北海道を想起させる画像を活用し、北海道のブランドイメージの向上に資すること。

(イ)企業や商品の特徴を視覚的に伝える動画やポスター等を作成しPRを行うこと。

(ウ)「道産品輸出用シンボルマーク」を活用すること。

(エ)アイヌ民族やウポポイ等、北海道の文化に関する情報発信を行うこと。

(オ)道産品の販売を消費者等に周知するため、SNS等を活用して、事前の周知を実施すること。

(カ)その他委託者が必要と認めたPRを実施すること。

イ 備品・什器、設備等

- (ア)必要な商品棚やテーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等を設置するほか、その他委託者が必要と認めたものを設置すること。
- (イ)照明設備、電気設備、厨房設備(上排水設備含む)、ストックヤードのほか、その他委託者が必要と認めた設備については、店舗とも協議の上、確保すること。

ウ 資材等の輸送

道内企業や委託者などがプロモーションを行うためのポスター、パンフレット等の啓発資材について、企業や委託者と協議を行い、それらの取りまとめを行うとともに、中国への配送を行うほか、期間終了後、必要に応じ、北海道までの返送を行うこと。

エ 売り場責任者

売り場の管理・運営を行う日中両言語での対応が可能な責任者を1名以上配置すること。

オ 通訳兼販売員

- (ア)出展期間中、日本語と中国語の通訳が可能な通訳兼販売員を配置するものとし、現地渡航した参加企業のプロモーション及び販売の支援を行うこと。
- (イ)通訳兼販売員は、現地渡航する出展企業がブースにて円滑な自社PR及び商談を実施できる人数を確保すること。
- (ウ)通訳兼販売員が商品や企業の特徴を紹介できるよう、必要な情報を通訳員に事前に伝達すること。

カ 出展に向けた会場側との準備・調整全般

- (ア)出展までの準備・調整等を進めるにあたり、現地関係者との調整のため、業務開始から出展終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- (イ)出展に係る準備、オペレーションなど、委託者が必要と認める資料を作成すること。
- (ウ)事前に委託者と協議し、出展のしおりを作成し、出展企業等に対し案内を行うこと。
- (エ)会場レイアウトや啓発資材の位置等、会場側との調整状況を委託者に適宜報告すること。
- (オ)事前に委託者と協議し、出展企業及び商品のリストなどを取りまとめたカタログを作成し、出展企業等に対し送付するとともに、それらを委託者に報告すること。

キ 現地送迎

出展期間中、現地渡航する出展企業を支援するために、バス等の車輛を借り上げ、空港、ホテル、会場間等の移動が円滑に行われるようすること。

ク アンケートの実施

現地バイヤー及び消費者の反応を知る手段としてアンケートを実施し、100名以上から回収すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定することとする。

7 成果品に関する委託業務の内容

以下の事項を踏まえて企画提案を行うこと。

(1) 報告書

中国での道産品の販路拡大に向けた考察・提案を目的とし、以下の内容を含めること。

ア バイヤーや消費者の反応を知るために、アンケート結果などを整理し、結果を取りまとめるこ

ト。

イ 北海道や出展商品を含む道産品に対するバイヤーや消費者の評価をヒアリングするとともに、出展商品の販売数量及び金額等について取りまとめること。

ウ 道産品及び北海道のプロモーションの手法や、その成果について取りまとめること。

エ その他事業実施の経過及び成果を整理すること。

オ 上記ア～エ及び本事業を通じて把握した課題を踏まえて、主に以下の観点から、今後の中国に

おける商談会や小売店舗での道産品の販売に関する考察・提案を行うこと。

- a 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中国市場の変化
- b 中国市場における道産品へのニーズ
- c 中国市場における道産品の効果的なPR・販売手法
- d その他、中国における道産品の販路拡大につながる有益な観点

(2) 成果物

事業実施にあたり作成した北海道及び道産品のPR資料一式を取りまとめること。

(3) 提出方法

電子媒体(DVD1部)、紙媒体(冊子2部)を作成すること。

8 留意事項

- ア 受託者決定後、企画提案内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務内容を決定する。
- イ 新型コロナウイルス感染症に伴い、中国への渡航が困難になる等、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、あわせて企画提案をすること。
- ウ 本事業の効果を高めるため、中国への道産品の販路拡大を目的とした北海道が実施する関連事業や現地関係機関等が展開する事業との連携に十分配慮した企画提案とすること。

9 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。または単体企業等とする。)
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア)道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ)本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - (ウ)消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

10 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

- ア 中国市場における物販・商談や対中国への輸出入手続、商習慣等に関し、高度な専門知識と豊富な経験を有すること。
- イ 各業務項目の実施にあたり、企画、実施責任者や担当者のほか、通訳員や販売員など適切な配置を行い、国内外における業務執行体制を有すること。
- ウ 事業実施のスケジュール、経費積算が妥当と考えられること。

(2) 企画提案の適合性

- ア 出展する商談会や販売を行う小売店等が、その規模、コンセプト、閲覧者数、客層などにおいて、道産品の販売を効果的に行うことが可能であること。
- イ 商品の国内外の輸送、輸出手続(通関手続含む)など、適切な管理・保管、手続を行い、道内から中国消費者までの輸送ができる体制が確保されていること。
- ウ 道産品及び北海道のプロモーション効果を高めるための適切な方法が設定され、十分な規模が確保されているとともに、北海道の魅力や商品の特徴等を効果的に発信できる創意工夫がなされていること。
- エ 道産品の中国市場での販路拡大に向けた有効な考察・提案ができる内容となっていること。
- オ 新型コロナウィルス感染症に伴う事業実施の前提条件が変化した場合の代替案が現実的かつ本来の目的を十分に達成できるものであること。

(3) 道施策との適合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

11 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、道と受託者が協議し決定する。
- (2) 受託者は他の道事業とも連携し、事業を実施すること。

12 予算上限額(消費税を含む)

12,232千円

13 参加表明書、企画提案書の提出方法

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係
担当 齊藤 遼
電話 011-204-5342 (内線)26-655
FAX 011-232-8870 e-mail saitou.ryou1@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和3年(2021年)6月22日15時
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)

エ 提出様式 別添様式 1 のとおり

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 3 年(2021 年)6 月 29 日 15 時

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)

エ 提出様式 別添様式 2 のとおり

14 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、事前に不参加を決定した場合は、6 月 25 日 15 時までに上記 13(1) の担当窓口へ連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

13(1)に同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が 5 名を超えるときは、書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。